

第25回監視専門調査会議事録

1 日 時 平成26年2月24日（月） 10：30～11：50

2 場 所 内閣府本府3階特別会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	大谷 美紀子	弁護士
同	末松 則子	三重県鈴鹿市長
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

4 議事次第

1 開会

2 防災・復興における男女共同参画の推進に関する意見について

3 その他

4 閉会

5 配布資料

資料1-1 防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見（案）概要

資料1-2 防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見（案）

資料2 平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案の概要

資料3 女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻すー日本再興戦略における女性の活躍推進ー

資料4 政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について（概要）

資料5 第3次男女共同参画基本計画における成果目標／参考指標の動向

6 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。ただ今から第25回男女共同参画会議監視専門調査会を開催します。

皆様にはお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の議題に入る前に、事務局に異動がありましたので挨拶をお願いします。

○小八木調査課長 1月10日付で調査課長に異動になりました小八木と申します。よろしくをお願いします。皆様の御意見を賜りながら取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鹿嶋会長 本日は、お手元の議事次第に従いまして、防災・復興における男女共同参画の推進に関しまして、これまで防災・復興ワーキング・グループで御議論いただいたものを、本調査会の意見として取りまとめたいと考えております。

それでは、まずこれまでの防災・復興ワーキング・グループの開催状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

○土井社会的影響調査チームリーダー それでは、資料1-2を御覧ください。資料1-2の一番最後のページに参考資料4として委員名簿がございます。防災・復興ワーキング・グループは廣岡座長の下、4人の方に委員に就任いただき、これまで検討してまいりました。

その前のページになります。参考資料3を御覧ください。これまでの開催状況をまとめております。昨年5月31日に監視専門調査会にてワーキング・グループの設置が決まり、同日に第1回会合を開催いたしました。本ワーキング・グループは監視専門調査会が平成24年10月に取りまとめた「防災・復興における男女共同参画の推進について」の意見をフォローアップするということでしたので、1年後に当たる25年12月から本格的な検討を開始いたしました。昨年9月に安倍総理が国連総会において、来月開催される国連婦人の地位委員会に自然災害における女性に配慮する決議を再度提出すると述べたことも踏まえ、第2回は国際的な観点を中心とし、第3回は国内の取組ということでそれぞれ関係府省と有識者からヒアリングを行いました。これらを受けて第4回で議論のとりまとめを行ったところです。

24年12月の監視専門調査会の意見を踏まえた各府省の取組については、対応状況を取りまとめ、資料1-2の参考資料1として一覧にしております。報告書の内容については、この後、宗片座長代理より説明いただきますが、関係府省の取組の現状と評価、それから、施策の一層の推進に向けての今後の方向性をまとめていただいております。

事務局からの説明は以上です。

○鹿嶋会長 続いて、防災・復興ワーキング・グループの報告の概要につきまして、ワーキング・グループの宗片座長代理から説明をお願いします。ワーキング・グループの報告部分となる資料1-1以下の説明をお願いします。

○宗片委員 宗片でございます。

本日は廣岡座長が御欠席ということで、座長に代わりまして説明をさせていただきます。

まず、防災・復興は非常に多岐にわたる問題でもありまして、ただ今、事務局から御説明がありましたように、今回は、関係府省、有識者からのヒアリングは合計2回という非常に限られた時間の中での検討となりました。そこで、ワーキング・グループの報告書は、ヒアリングを通して、私たちが特に重要と考えた事項について、施策

の現状とこれに対する評価、そして、今後政府に行っていただきたい施策の方向性をまとめるという形にいたしました。

大きく分けて、防災、復興、国際的な対応の3点について議論をいたしました。

まず、防災における男女共同参画の推進についてですけれども、地方防災会議について、都道府県防災会議の委員に占める女性委員の割合は、昨年4月に10.7%となりました。平成24年12月に監視専門調査会が防災・復興に関する意見を取りまとめた時点では5.1%でしたので、大幅な増加と考えております。

また、女性委員のいない都道府県防災会議は6つありましたが、今回初めてゼロとなりました。市区町村の防災会議については今回初めて調査していただきまして、回答のあった1,327市区町村における女性委員の割合は6.2%で、3割以上の防災会議には女性委員がいないことが分かりました。さらに、町村においては半数以上で女性の委員がおりません。

ワーキング・グループでは、第3次男女共同参画基本計画における女性委員のいない都道府県防災会議の数を平成27年までにゼロにするという成果目標を前倒しで達成したことは、評価したいと考えております。しかし、依然として女性委員の割合が低く、割合の高いところと低いところの差も大変大きい状況にあります。そこで、都道府県防災会議については委員のうち少なくとも30%を女性とすること、市区町村防災会議については女性委員の割合を高め、早期に女性委員のいない会議の数をゼロにすることを政府にお願いしたいと考えております。

次に、国及び地方公共団体の防災担当職員については、各府省で女性の採用・登用に向けた取組を行っています。しかし、防災担当部局には、まだ女性が少ないというのが現状でもあります。政府において「隗より始めよ」の観点で防災担当部局の管理職への女性の登用等に率先して取り組んでいただき、また、地方公共団体にも働きかけをお願いしたいと考えております。

また、内閣府では、国や地方公共団体の防災担当職員を対象とした防災スペシャリスト養成研修を実施しておりまして、東日本大震災の避難所における女性の視点からの対応が取り上げられたということではありますが、研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興等の各段階において、男女共同参画の視点からの災害対応について盛り込んでいただきたいと考えております。

次に、消防団・自主防災組織についてですが、消防庁においては女性消防団員の入団促進に取り組んでおります。ただし、現状では半数近くの消防団に女性がおりません。女性のいない消防団がゼロとなるよう取組を一層進めていただきたいと考えております。また、婦人防火クラブを含め、自主防災組織の研修や人材育成に当たって、男女共同参画の視点を取り入れていただくことも必要と考えております。

次に、男女共同参画センター・女性センター等については、内閣府では男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を踏まえて、来年度に男女共同参画センターを

中心とした地域防災における男女共同参画の推進のための事業を予定しているところです。センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、地方公共団体にも働きかけていただきたいと報告書ではまとめております。

次に2つ目の柱になりますが、復興における男女共同参画の推進です。これは女性の活躍推進といたしましたが、復興庁等が実施されている事業において、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を取りまとめた参考事例集の作成や、被災地に出向いての働きかけを行っているということで、より一層被災地での女性の活躍を推進するため、それらの情報を男女共同参画の視点から積極的に情報発信していただきたいといたしました。

また、第一次産業に従事する女性の中には組織の中で意思決定の場に参画できず、意欲があるのに十分にその力が発揮できないという指摘もございました。このため農山漁村の女性たちについて、政策・方針決定過程への参画拡大についても改めて記載をしております。

次に、男女別統計の充実についてです。これまで監視専門調査会でも繰り返し取り上げられてきたテーマですが、復興に関しては、男女別データの整理もその必要性に関する認識も不十分だと私たちは評価いたしました。例えば、福島県での復興公営住宅の入居意向についてのアンケート調査も世帯単位で実施されております。政府においては、可能な限り男女別データを把握することが必要であるということを再度共有していただいて、住民意向調査等については、世帯の構成員ごとの意識の相違が把握できるような工夫を働きかけていただきたいといたしました。

次に、災害・復興時における女性や子どもに対する暴力については、被災地における女性の悩み、暴力相談事業が広く周知されまして、相談につながるケースも増えております。しかし、一方では職務関係者等からの二次的被害や不適切な対応も指摘されておりました。相談支援者や復興に従事する職員等の理解を一層促進する必要が指摘されました。

最後に、国際的な対応についてです。来月に第58回国連婦人の地位委員会が開催されることになっておりまして、自然災害におけるジェンダーに関する決議が再提出される予定です。また、2015年3月には、仙台において第3回国連防災世界会議が開催され、国際的な取組の指針である兵庫行動枠組の後継枠組の策定が予定されております。災害から回復する力を持つ社会の構築には、平常時から男女共同参画社会の実現が不可欠であり、女性が原動力になることなど東日本大震災の経験をした我が国の知見を積極的に発信をし、国際社会と共有していただきたいという形で報告書ではまとめております。

ワーキング・グループの報告の内容は以上のとおりです。この取りまとめを政府、地方公共団体、関係者がしっかりと受けとめていただき、政府において関係府省が連携し、実効性のある取組を推進していただければと考えております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ただいまの宗片委員からの報告ですが、防災・復興ワーキング・グループの委員の皆様による議論の積み重ねた結果が集約されております。そこで本専門調査会としましては、この後の議論を踏まえた上でワーキング・グループの報告内容をもって本専門調査会としての意見として取りまとめをしたいと考えております。意見の案として本日提示している資料1-2につきましては、1以下の本文の部分はワーキング・グループの報告そのままとなっております。

それでは、意見交換の時間にしたいと思いますので、皆様からの御意見をよろしくお願いいたします。意見のある方はどなたかおられますか。防災・復興の男女共同参画の推進、国際的な対応と大きく3つの視点からまとめていただいて、いろいろ注目すべき結果も出ていていると聞いておりました。都道府県防災会議において女性のいない会議はゼロになったなど、様々な指摘もあったと思います。また、男女別統計につきましては、まだ世帯単位での把握が行われているということで、構成員の把握を是非という指摘についても、なるほどと思って聞いておりましたが、全体を通じて皆様からの御意見があればと思うのですが、よろしいですか。

○大谷委員 お取りまとめありがとうございます。

一つは質問なのですが、1点目は国及び地方公共団体の防災担当職員のところで、特に質問させていただきたいのは消防職員への女性の登用です。以前の監視専門調査会の会議の中で、消防職員の女性の割合の問題ももちろんあるのですが、女性が職員として採用されていても配置されるポストが、現場ではないことが多いという話があったかと思うのですが、今回の意見（案）の2ページの（現状）の「これまで女性を配置していなかったポストに女性を登用する」という記述は、そういった点も含んでいるのかということが質問の1点目です。単なる数の問題だけでなく、配置の在り方についてそういう点が進んでいるのでしょうかというのが一つです。

もう一つの質問は、7ページの災害・復興時における女性や子どもに対する暴力の点です。今回の取りまとめで触れられている点が、内閣府が岩手県、宮城県及び福島県において実施している相談件数の話、つまり被災地における相談事業についての記述がありまして、そこについての評価や施策の方向性はここにおまとめになったとおりで賛成なのですが、今回、被災された方が全国に広がってきていて、被災地における相談だけではなくて、特に全国的に避難先や転居先といったところでも、また、直後だけではなくて、その後、2年、3年と経つ中で、震災の影響がずっと後から出てきて、そういったものが暴力につながっているということもいろいろお聞きしているところでして、その点は何か今回触れる必要はないのかと思っているのですが、その点についても議論がございましたら教えていただければと思います。

○鹿嶋会長 それでは、1番目から事務局で説明してください。

○土井社会的影響調査チームリーダー 消防職員について御質問いただきました。第3回会合で消防庁からの報告の中では、新しいポストにというお話はございませんでした。報告書の参考資料1の2ページ目になるのですけれども、例えば警察庁ではこれまで女性を配置していなかったポストに積極的に女性を登用しているというような話がございまして、ここは警察庁、防衛省等も含めた形で報告書を書いております。

○鹿嶋会長 2つ目の質問もお願いします。

○土井社会的影響調査チームリーダー ワーキング・グループでは、宗片委員からも御意見として、男女共同参画センター全体として、相談の中で震災の後、どのような影響があったのかという観点での御質問もありました。内閣府男女共同参画局として男女共同参画センターの相談件数等は把握しておりませんでしたので、この点については報告書では記載しておりません。

○鹿嶋会長 ほかに御意見ありますか。なければ先に進みます。修正意見は特に出ないようですので、本日御議論いただきました報告案のとおり、本調査会の意見として取りまとめることとしまして、今後、男女共同参画会議が開催された際に報告することにいたします。

防災・復興ワーキング・グループの意見の皆様には、短い期間で報告を取りまとめていただきまして大変ありがとうございました。また、ほかの委員の皆様も意見の検討、取りまとめに御協力いただきまして、ありがとうございました。

次に、事務局から今後の公表の流れについて説明をお願いします。

○東総務課長 御審議ありがとうございます。

事務局といたしましては、原案によりまして本専門調査会の意見として取りまとめられたものと理解いたしました。今後は委員の皆様にご確認版をお送りさせていただくとともに、内閣府の記者クラブでの公表、ウェブサイトへの掲載をしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○鹿嶋会長 以上をもちまして、防災・復興における男女共同参画の推進に関する意見についての議論を終了いたします。これにより、現在、本専門調査会に設置しております防災・復興ワーキング・グループは、本日をもちまして廃止することいたします。

○二宮委員 今回の報告は、マニフェストとの関係で、ワーキング・グループでの作業は地方防災会議のところから始まっているのですけれども、都道府県に関しては少なくとも30%を要求しているというところなので、中央防災会議でも、ある意味でこの数値の見本となるようにきちんと整えるようお願いしたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

次に、議事次第では「その他」となっていますが、事務局から平成25年度補正予算及び平成26年度予算案について、次に、日本再興戦略における女性の活躍推進の取組について、さらに、政策方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における

男女共同参画に関する取組の推進状況につきまして、続いて、成果目標の動向につきまして、それぞれ説明があります。説明をお願いいたします。

○東総務課長 資料2に基づきまして、平成25年度補正予算及び平成26年度予算案の概要につきまして御説明させていただきたいと思っております。

資料2の枠囲いのところでございますが、平成25年度補正予算として1億2,500万円計上しております。平成26年度予算案といたしましては3億9,000万余りということで、25年度の予算に比べまして約1.3倍の額を計上しております。男女局の予算はしばらく減少傾向だったのですが、今回いろいろ日本再興戦略絡みの優先枠等を活用いたしまして、増額になっております。

まず平成25年度補正予算でございますが、地域における女性活躍の加速化ということで補助金をお認めいただいているところでございます。内容を簡単に申し上げますと、地域の経済団体ですとか地方公共団体が女性の活躍推進のための連携体制をつくっていただきまして、女性登用企業の募集ですとか、公表ですとか、検証ですとか、セミナーですとか、様々な取組をやっていただくため、交付金により支援するというものでございます。当初、平成26年度予算ということで要求しておりましたが、補正予算の動きがございましたので、補正のほうに移して増額して1億2,500万ということでございます。

次に平成26年度予算案ということでございます。まず1つ目でございますが、女性の活躍推進ということで、昨年、総理が経済界に対しまして「2030」の達成に向けまして役員、管理職への女性の登用促進等を要請いたしました。それを受けての予算でございます。

まず(1)で「2030」の実現ということで、1つ目が女性役員登用促進事業でございます。昨年の総理が経済界に対して要請をいたしましたときに、なかなか社内での人材確保が困難であるという御意見もございましたので、例えば社外役員に登用可能な人材のデータベース化、それから、女性が役員や管理職になるために必要な知識等に係る研修の実施、さらにはネットワークの構築、そういったものを進めるための経費でございます。

次に、女性の活躍「見える化」表彰ということがございます。昨年の日本再興戦略におきまして顕彰制度の拡充というものが盛り込まれました。そこで女性役員の登用状況、それから、登用に向けた取組等に関する情報開示状況に優れた取組を行っている企業。それを総理表彰として企業を表彰しようというものでございます。

3つ目でございますが、女性の活躍推進に関する見える化推進事業ということで、25年度に引き続き取り組むものでございますが、企業の役員、管理職への女性の登用状況等につきましてコーポレートガバナンス報告書、CSR報告書、それらの開示状況を調査し、それで公表することによりまして、様々な他の企業に対する取組の促進につなげようというものでございます。

(2)でございます。女性就業率向上のための男女がともに仕事と子育て等を両立できる環境の整備ということで3つ掲げてございます。1つ目が女性の活躍応援ポータル整備事業ということでございまして、昨年、若者・女性フォーラム等の場で様々な支援施策があるのだけれども、なかなか1か所で分からないという意見がございました。それを受けまして様々な支援策を1か所でポータルサイトを作ることによって、分かりやすく紹介するものでございます。

2つ目でございますが、男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業ということで、男性の約8割が家事をやらない。育児も7割がやらないということもあります。各地域、各分野でロールモデルとなるような人材を育成する、そういった経費でございます。

3つ目でございますが、仕事と生活の調査推進企業等ネットワーク構築事業ということで、いわゆるワーク・ライフ・バランスの関係でございますが、何と云っても経営者の意識改革が必要であるということで、トップセミナー等を開催するとともに、経営者団体と連携して企業間ネットワークを作っていこうという、そのための経費でございます。

(3)は地域レベルでの女性の活躍ということで、中央だけではなく地方でもということで、先ほど補正予算もその流れでございますけれども、26年度予算のほうにおいても女性活躍推進モデル事業ということで、これは継続でございますが、先進的な都道府県における取組をモデルとして取り上げ、横展開を図っていこうというものでございます。

2つ目は地域防災における男女共同参画の推進事業ということで、昨年、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針をまとめました。それでやはり地域の防災を考える際に男女共同参画センターの役割は非常に大きいということで、男女共同参画センターが中心となって防災・復興のモデル的な取組、例えば避難所運営マニュアルを作るですとか、防災担当部局への研修を行うですとか、女性が中心となった避難所訓練を行うですとか、そういった取組をモデル的にやっていただきまして、横展開を図っていこうという経費でございます。

次のページに、大きな柱として女性に対する暴力の根絶ということで整理しております。

(1) 1つ目が性犯罪被害者支援の関係でございます。性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究事業ということで、性犯罪被害者の方々、被害直後から中長期にわたって支援する、そういったワンストップセンター的なものがないということで、全国のそういった取組を行っている関係の自治体、NPOといった方々の取組をモデル的なものも取り上げて支援することによりまして、横展開を図っていこうというものでございます。

次にストーカーの関係でございます。ストーカー行為等の規制等に関する法律が改正されまして、民間団体等への支援の充実が求められているところでございます。このため、内閣府では今後どういう支援をやっていくか、それを検討するために現在どういった方々が、どういった被害者支援をやっているのか調べようというための経費でございます。

参考とございますが、復興特別会計で東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業につきまして、電話相談の部分だけは岩手、宮城県に移しまして、福島は電話相談事業はそのまま残しますが、その部分の経費は減っておりますが、引き続き予算を計上しているところでございます。

以上で予算の説明は終わらせていただきます。

○田村調査官 続きまして、順番を入れ替えまして、資料5の成果目標、参考指標の動向につきまして先に御説明いたします。

お手元の資料5ですけれども、昨年10月の本調査会で説明した成果目標、参考指標の動向についてデータが少し更新されたものを御説明いたしたいと思います。

御承知のとおり、成果目標は80項目、2項目衆議院、参議院の関係がありますので、それを除きますと80項目設定されております。参考指標については161項目設定されております。

資料の成果目標を中心に御説明したいと思いますが、赤字で記載された、黄色で着色されている部分については、昨年10月の調査会に報告した後に更新された数字となっております。全体の状況ですけれども、昨年10月時点では全体として60項目、割合で言いますと75%の目標数値が計画策定時から改善している状況でしたが、今回の最新値では全体として62項目、77.5%の目標値について改善をしている状況になっております。

一方、計画策定時の数字から変化のないものが2項目、悪化しているものが10項目となっております。

具体的に少し御紹介したいと思いますけれども、まず第1分野の関係ですが、4つ目の国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合ということで、これは前回お示しした平成23年度の数字は5.1%で計画策定時から横ばいだったのですが、今回5.3%ということで改善をしている状況になっております。

その少し下の、国の審議会等委員に占める女性の割合につきましては、前回平成24年の数値が32.9%ということで、計画策定時より下回っている状況でしたが、今回平成25年の数字、最新値では34.1%ということで計画策定時を上回っております。

第1分野の今回更新したところは、大体改善傾向が見られるところです。

2ページ、第3分野のです。年次有給休暇の取得率は第3分野に限らず、いろいろな分野にまたがって出てくる数字ですけれども、これにつきましては前回平成23年の

数字では 49.3% ということで上向き矢印になっておりましたが、今回 47.1% ということで計画策定時に比べて少し悪化している状況になっております。

その下の次世代認定マーク（くるみん）取得企業につきましては、順調に上昇している状況です。

3 ページ、第 4 分野、雇用の分野の関係ですけれども、こちらの下から 3 つ目の 25 歳から 44 歳までの女性の就業率です。これは前回お示しした平成 24 年の数値でも上昇しておりましたが、今回平成 25 年の最新値で 69.5% ということで改善しております。

6 ページ、第 8 分野の上を書いてありますフリーター数です。フリーター数につきまして前回お示ししたときにも平成 24 年の数字で 180 万ということで計画策定時よりも数が増えているということで悪化をしている状況でしたけれども、今回も少し増えているような状況が見られます。

注 12 に記載しているのですが、この平成 23 年の数値につきましては被災 3 県が入っていない数字となっておりますので、被災 3 県を足した平成 23 年の数よりは、平成 25 年は少し減っている状況になっております。

8 ページ、これも下がった数字だけ補足的に御説明したいと思っておりますけれども、11 分野、教育・学習の分野ですが、都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を 1 人以上含む教育委員会の割合ということで、これは今回、平成 23 年の数字が出まして 91.9% ということで下向き矢印になっておりますけれども、計画策定時の平成 21 年の 93.2% というのが速報値の数字になっておりまして、その隣に右側に平成 21 年 89.6%、実はこれが平成 21 年の確定値ということになりますので、それと比べると平成 23 年の数字は改善している状況になっておりますので、補足させていただきます。

上昇しているものは除きますけれども、9 ページの第 14 分野の地域、防災・環境ですが、女性委員のいない都道府県防災会議の数をゼロにするという目標で、これは先ほどからもお話に出ておりますように、平成 25 年でゼロになっているということで、今回新たに、既に目標を達成したものに位置づけられます。80 項目のうち目標の年限は平成 27 年とか平成 32 年とかいろいろありますけれども、現時点で目標の数値を達成しているものが、今ご説明した防災会議の数を含めて 8 項目となっております。

私からは以上です。

○小林推進課長 それでは、続きまして資料 3 を御覧いただきたいと思っております。

昨年 6 月に閣議決定されました、日本再興戦略における女性の活躍推進でございます。

1 枚めくっていただきまして、まず女性の活躍推進状況の課題でございますけれども、右側のグラフを御覧いただきたいと思っております。女性の労働力率は第 1 子出産を機に約 6 割の女性が離職をするという状況がございまして、この結果、女性の労働力率

は子育て期の30歳代で低下するM字カーブを書いているということでございますけれども、就業希望者を加えた潜在的な労働力率は高いという状況になってございます。

女性が妊娠、出産、子育てをきっかけに勤務先を辞める理由でございますけれども、これはやはり仕事と家庭の両立が難しい状況があるということでございます。

一方、指導的地位に占める女性の割合ですけれども、これは2020年までに30%程度とする政府目標がございますが、企業等の役員、管理職における女性の割合は依然として低い状況にあるということが課題となっておりまして、これに対応していくために日本再興戦略の女性の活躍推進の中では、3本柱に基づいて総合的に施策を展開していくことになっております。

1本目が女性の活躍推進、仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等でございますけれども、これは女性の活躍推進も両立支援についても、企業がまず自主的に取り組んでいただくことが大事だ、不可欠であるということで、そのような企業に対してインセンティブ等を付与していくという施策を盛り込んでございます。

2本目が女性のライフステージに対応した活躍支援ということございまして、女性の場合、働き方のニーズが結婚や出産やお子さんの年齢のともに変化をいたしますので、ライフステージに対応した政策が必要であろうということで、このような柱立てになってございます。

3本目は、男女がともに仕事と子育てとを両立する環境の整備ということで、女性の活躍推進は女性自身のことだけではなくて男性、パートナーの協力も必要ということで、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境の整備を3本柱にしておるところでございます。

具体的な中身は次の2ページを御覧いただきたいと思っております。主要施策を並べてございます。日本再興戦略は成果目標を各分野に定めてございまして、女性の活躍推進のところの主な成果目標は2つありますけれども、「202030」も成果目標の1つとなっておりますし、就業率につきましては25～44歳の女性就業率を73%ということで、2012年当時の68%から5%伸ばすという目標を掲げてございます。

1本目の柱の女性の活躍推進等に取り組む企業に対するインセンティブ付与でございますけれども、これらは大きく3つあって、一番上は経済的支援のようなもので助成金制度による支援等の充実ということでございます。①で書いてございますのは企業が一定の研修プログラム、ポジティブアクションプログラムを作成、実施する事業主、企業への助成金制度を創設するというところで、26年度の新規として予算案に盛り込まれてございます。

それから、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置、くるみん税制の延長ということで、26年度の税制改正要望ということで盛り込んでございます。

企業における好事例等の検証等でございますけれども、これは女性の活躍「見える化」表彰（総理表彰）の創設ということで、これは内閣府の26年度の新規事業として盛り込んでございます。

個別企業の役員、管理職等の登用に向けた働きかけと登用状況の開示促進ということで、26年度の新規として、女性の社外役員候補者のデータベース化の実施等を盛り込んでおります。これは昨年4月に総理が経済界に要請をいたしまして、「202030」に向けて管理職、役員を登用していただきたい、まずは役員1人女性を登用していただきたいと要請をした際に、なかなか内部にいませんというお話も業種によってはありましたので、それであれば女性の社外役員候補者のデータベースを国としても支援の1つとして構築していこうということで、予算案の中で盛り込んでいます。

⑤では企業における女性の活躍推進に関する「見える化」ということで、活躍推進の状況に関して企業の情報開示を進めていこうということでございます。

2の女性のライフステージに対応した活躍支援でございますけれども、これはまず1つ目が継続就業に向けた支援でございます。育児休業給付の給付率の見直しということで、育児休業開始後6カ月間について給付割合を現行の50%から67%に引き上げるということでございます。この関係の法案が今、国会に提出されていると聞いてございます。

2つ目ですけれども、キャリア形成促進助成金への育休取得能力アップコースの新設ということで、これは育児休業中や復職後の職業能力アップのための訓練を企業がした場合に、企業に対して助成金を出すというものでございます。

それから、次世代育成支援対策推進法の延長・強化ということで、これも今の通常国会で審議をしていただく予定でございます。

4番目がイクメン企業アワードの創設と、男性の家事・育児参画の促進でございます。

大きな2つ目の柱は再就職に向けた支援ということで、女性の学び直しの支援。これは大学等教育機関が地域の企業と連携をして、企業ニーズに合った形の学び直しプログラムをつくる、それを開発して実施をすることで社会人女性の学び直しを支援していこうというものでございます。

3つ目の起業等でございます。起業等の再チャレンジに向けた支援ということで、⑥は新たな需要を創造するビジネスを興す創業への補助ということで、経産省さんの施策ですけれども、これは創業を興す際に3分の2補助をしていくということでございます。

7番目は地域における女性活躍の加速化ということで、先ほど総務課長からも御説明があったかと思っておりますけれども、内閣府で補正で盛り込んでおるものでございます。

3の男女がともに仕事と子育て等を両立できる環境の整備でございますが、①は多様で柔軟な働き方であるテレワークを普及させていこうという実証事業でございます。

これは会社の中で従業員の方が仕事と子育てを両立するに当たって、在宅勤務は非常に有用なというか、両立しやすい働き方であるということで、このテレワークが会社の中で普及していくための実証事業をしていくというものでございます。

2番目は、ワーク・ライフ・バランスや生産性向上の観点からの労働時間法制の見直しの検討。3つ目は待機児童解消加速化プランの展開ということで、これは25年度、26年度で20万人分。それから、27、28、29年など合わせて5カ年間で40万人分の保育の受け皿を用意するために、解消加速化プランを展開していくものでございます。

4ページ、内閣府の事業の宣伝だけさせていただきたいと思っています。情報開示のことでございますけれども、4ページは資本市場における女性の活躍状況の見える化ということでございまして、これの背景には、非財務情報に含まれる企業の見えない価値が中長期的には企業の競争力や財務状況の見通しで役に立つという考え方が投資家の中で広がっていることがあります。女性の活躍状況に関する情報もその1つということでございまして、コーポレートガバナンスに関する報告書、これは各取引所が上場企業に対して記載、報告書の開示を要求しているものでございますけれども、25年4月に各取引所がコーポレートガバナンス報告書の記載要領を改定して、上場企業に対して役員への女性の登用状況等の活躍状況の積極的な開示を要請してございます。25年9月末現在で、女性の活躍状況の記載がある企業が17.6%となっております。

5ページは内閣府の中で一元的に公表しているものでございまして、ことし1月末にサイトを開設しています。上場企業の中で同意をいただいた企業さんですけれども、①～⑬の項目について企業名を挙げて業種別に一覧表で見られるようにしてございます。管理職や役員の女性比率だけではなくて、女性登用の目標等も掲げておるところでございます。

資料3につきましては以上でございまして、続きまして資料4を御覧いただきたいと思います。政策方針決定過程の女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況ということでございまして、これは毎年大体年末か1月に、政策方針決定過程の女性の参画状況が一覧的にどうなっているか見られるというものでございます。

ポイントの1枚目を御覧いただきたいと思いますけれども、1番のところでございます。国会議員に占める女性の割合は25年11月現在衆議院8.1%、参議院16.1%となっております。国家公務員の管理職に占める女性割合は、先ほど資料5の成果目標の動向のところでは新しい数字が出ていまして、25年10月現在の数字では国家公務員の管理職に占める女性割合3.0%というのが、最新でございます。

民間企業の管理職の割合は24年6月現在6.9%。司法分野における女性割合でございますけれども、25年3月現在、検察官14.9%。4月現在、裁判官18.2%。9月現在、弁護士17.7%という状況でございます。医師、歯科医師における女性割合は、24年12

月現在、医師 19.6%、歯科医師 21.5%でございますので、国家公務員と司法、医師のところは少しずつですが、上昇しているという状況でございます。

審議会等における女性委員の参画状況でございますけれども、国の審議会等における女性委員の割合は、25年9月現在 34.1%ということで、調査開始以来最高値でございます。女性の専門委員の割合は 20.1%ということでございます。

3番目は独立行政法人の女性参画状況調査でございます。これは、独立行政法人、特殊法人、認可法人をまとめた数字でございますが、25年4月現在、課長相当職が 12.5%、部長相当職が 6.4%。女性役員がいる法人は 33 で全体の 23.1%。全法人の役員に占める女性割合が 3.8%ということでございます。

最後に5番の都道府県防災会議に占める女性委員の割合でございますけれども、都道府県防災会議に占める女性委員の割合は 25年4月現在 10.7%。これは前回の 4.6%から大幅に増えています。女性委員のいない都道府県防災会議は、25年4月現在、本調査初のゼロということになりました。

私からの説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今から皆さんから質問を受けたいと思いますが、まず私から少し質問をしたいのですけれども、資料2についての東課長の説明の中で、26年度予算案の中の女性役員の登用促進事業ですが、社外役員の登用可能な人材のデータベース化は大変いいことだと思うのですが、この辺りは今のような労働市場の中の人材の内部市場化の中では、経済団体等の協力がなくなかなか難しいと思うのです。その辺りはどのように行われているのか御説明いただきたい。

それから、女性活躍の「見える化」表彰ですけれども、これは小林課長と東課長双方の話だと思うのですが、私も今関わっている日本生産性本部のワーキングウーマン・パワーアップ会議で、今年度からエンパワーメント・フォーラムと名前を変えまして、その表彰式を明日2月25日に行います。私どものところだけではなくて、J-Winその他民間でもこうした表彰を行っていると思うのですが、その辺りの整合性をどのようにとっていくのか。

もう一つ、この役員の登用状況と情報開示状況、この辺りを具体的にどのような意味なのかをよく説明していただきたい。なぜ説明していただきたいかというと、登用状況と取組状況が進んでいる企業というのは、企業表彰を数年やっていて分かったことなのですが、ある程度限られてくるのです。毎年、おなじみの企業がいろいろなところで表彰されている。というわけで、新鮮味がだんだんなくなっていくのです。だから登用状況について表彰するのは難しさもある。私たちは、奨励賞なども設けたりして、小さい企業をなるべくバックアップしようとしているのですけれども、総理表彰をするのであれば、この辺りの問題で具体的なことが決まっていれば、是非教えていただきたいと思っております。

3点、これは田村調査官の説明ですけれども、これは前から言っていることなのですが、フリーターが180万人を超え、かなり増えてきているのですが、やはり定義が変わっていなくておかしいのではないかと私は常々思っているのですが、その辺りのことはどのようなになっているのか。以上、3点をお話しいただきたいと思っております。

○小林推進課長 女性役員登用促進事業と「見える化」表彰はどちらも推進課の事業でございますので、御説明をさせていただきます。

女性役員登用促進事業のデータベース化なのですけれども、おっしゃるとおり、いろいろな方面から御協力をいただかないとできないのですが、まずはすぐにできそうなものとして、政府が持っている国の審議会等の女性委員の情報があります。これは有識者の方が中心ですけれども、時々企業の方も入っていただいたりしています。今はクローズドの霞が関の中でしか見られない情報なのですが、御本人の同意をとって、それを外部から見えるような形でデータベースを構築していきたいと思っております。あとは弁護士さんとか公認会計士さんとか、高い専門性のある職業の方について何らかできないかなと考えています。

「見える化」表彰のところでございますけれども、確かに表彰がたくさんあって、いろいろ各方面から仕分けができていくのかというお話をいただくのですけれども、「見える化」表彰の肝は、情報開示のところを評価していこうというところを考えていますので、均等企業推進表彰等は取組をなさっておられると思いますし、登用を評価するというやり方もあると思うのですが、私どもは情報開示をきちんとやっているかということを一義的に評価して、それに登用も付加していこうかなと思っております。一番大事なところは「見える化」なので、情報開示のところをきちんとやっているということの評価していきたいと思っております、それも上場企業だけではなくて、できたら中小のほうも拾いたいと思っております。

○田村調査官 フリーターの数ですけれども、会長御指摘のとおり、ここで言うフリーターは、労働力調査の中で雇用者のうちパート・アルバイトの形態の方たちが対象になっています。政府全体のフリーター対策の中で、指標とする数値の定義をそれに合わせてやっているということで、ここでも合わせていますけれども、いわゆる非正規雇用の対策ということで言いますと、先ほどお話がありましたとおり派遣労働者ですとか、もう少し広く有期契約で働いている方ですとか、そういった方も対象にされています。様々な対策としては対象に入っているのですが、数値としては統一的にこれを使わせていただいているということで、御承知いただければと思います。

○鹿嶋会長 ほかに御質問ある方どうでしょうか。

○大谷委員 何点か質問があるのですが、一番最初が資料5の成果目標について御説明をいただいたところなのですが、第15分野の一番最後ですけれども、女子差別撤廃条約という用語の周知度、これは何か少し前の分野のところにも同じ数値があったのですが、これは下がっているというマークだと思うのです。今年ちょうど第7回の報告書を提出するというのもあって、残念だなと思って見ていたのですが、これは毎回どのように数値をとっておられるのかということをお伺いしたかったというのが一つです。

2点目の質問は、先ほどの資料3の女性の活躍「見える化」サイトの開設。これは大変すばらしいと思って拝見していましたが、こういうものをしていきますよということで、いろんなところにこれを「見える化」していることをお知らせいただくといいなと思ったのですが、1つは就職希望者、誰がこれを見るかということで下の方に投資家と就職希望者と消費者とあるのですけれども、特に女子学生と大学生等にこのようなものがあるということを大学等を通じてお知らせをいただいているのでしょうかという質問が2点目です。

3番目に政策・方針決定過程に関わる女性。いろいろなところで数値が上がっていいことだと思うのですが、国会議員のところは下がっている。これはどういう取組ができるのかということ、非常に難しいことだというのは承知しながらお伺いするのですが、今、第3次計画でも政治家、国会議員の部分は非常に確かに難しく、取組の仕方としても政党における女性の参画の拡大とかクオータ制の話等、いろいろ前から議論はされているのですけれども、特に下がったということで、下がったことについての分析といいますか、そういったものは何かされているのか、今後される御予定はあるのかお伺いしたいと思います。

○田村調査官 1点目の御質問ですけれども、「女子差別撤廃条約」という用語の周知度です。これは「男女共同参画社会に関する世論調査」を定期的に行っておりまして、その数字となっております。

今回の調査結果を見ますと、女性が32.2%、男性が37.8%ということで女性の方が低い。特に70歳以上の女性が23.1%ということで、同年代の男性は32.5%ですので、割と高齢世代の女性が低い。年代別に見ると20代は38.7%で最も高くなっておりまして、世代ごとにどのように情報を周知していくかということころかなと思っております。

○小林推進課長 「見える化」のサイトの関係でございますけれども、これは、私もぜひ学生さんに見てもらいたい。投資家と、その次が学生さん。学生さんに見ていただくために企業の賃金の状況まで入れているのですけれども、文科省さんのほうには大学等に周知をお願いしたいということで既に発出しておりますので、そちらから周知していただく予定でございます。

3番目の国会議員のところでございますけれども、これは行政機関としてどこまでできるか大変難しい問題があります。第3次計画の中でも、各政党に対してクオータ制の導入等の検討を要請するという項目がございます、これは過去3回やっています、直近では大臣から各政党の幹事長宛てに要請をしております。最近では25年4月に行いました。選挙がないときにはやってもなかなか難しいところがあるので、衆議院議員の選挙の前の段階で、今の森大臣から各政党の幹事長に、政治分野の女性の活躍推進ということで諸外国の事例をお示ししました。諸外国の事例としては、いろいろなやり方があります。クオータ制といっても法令に基づくクオータ制だけではなくて自主的なクオータ制も含めていろんなやり方がありますということをお示して、各政党でまず御検討をいただきたいということで持っていつてはおりますが、数字はあまり伸びているという状況ではないということでございます。

ここは、分析をするというよりは、第3次計画にも書いていますけれども、各政党の女性候補者の結果を公表していくということがあろうかと思うのです。この資料には各政党の数値は書いておりませんが、参画状況調査で政党ごとの数字を出しているというのはまさにそういうことなので、あとは選挙民の方の意識を持つていただくために、各政党がどんな数字になっているかというのを、私ども行政機関としてはお示しをしていくのかなというところなのかなと考えています。

○鹿嶋会長 反応としてはどうなのですか。大政党というのは拒否反応は強いのではないですか。関心がないではないですか。

○小林推進課長 大臣が要請に行ったときは外に出された場合もあるのですけれども、やはり概念としては分かりますということはおっしゃるのですが、そこからさらに一歩いくかどうかというのは、政党の中での選挙制度に関する戦略なので、何を優先順位に置くかということの検討なのかなと推測しています。総論として変だとかだめだとか、そのことをおっしゃる政党はさすがにいませんが、ただ戦略の中でどこを重点にしていくかという各政党の戦略の結果の数字なのだろうなということなので、それを考えて、政党ごとの数字を国民の皆さんに見ていただくために毎年結果をフォローアップしているのだというつもりでやっています。

○鹿嶋会長 それから、「女子差別撤廃条約」の用語の周知度は3割で低いのですが、「男女共同参画社会」という用語の周知度も下がってきていまね。周知度は6割。ここには出ていないけれども、均等法の周知度はもっといっているはずなのです。だから男女共同参画社会という6文字がいつも6割あたりで低迷し、しかもどちらかと言うと下がり気味だということですので、私どもも周知という視点から、しかもここは監視専門調査会ですから、本腰を入れて周知度を高める必要があると思います。委員の皆さんはどうお考えですか。男女共同参画社会の用語が矢印が下になってしまっていますからね。

○大谷委員 先ほどの男女別データや年齢別データは、すごく役に立ってありがたいなと思います。それはホームページに出ているのでしょうかということと、今、会長おっしゃったように、私もほかに幾つか挙がっているものがたくさんある中で、ここが下がっているというのは残念だな、もう少し取り組みたいなというところなので、どのような周知の方法が考えられるのか、現在の周知の方法等、もう少しこの会でも取り上げていったらいいかなと思います。

もう一回、議員のことに戻ってしまって申しわけないのですが、本当に難しいことを承知の上でもう一回発言するのですが、といいますのは、例えば私が日本弁護士連合会とか、弁護士会の中でも会長選挙とかいろいろありまして、そこで選挙で選ばれる意思決定に関わる人をどのように増やしていくかというのは、非常に難しいということを感じています。

ただ、その中でクォータ制とか私ども弁護士会なんかでも議論はしているのですが、もう少し掘り下げて考えていくと候補者の方にも女性がなかなか出ようという意識がなかったり、それはなぜなのかと探っていくと、選挙の在り方の中で女性が非常に出不くということがあったりということもあるのです。選ぶ側の意識もあると思いますし、国会議員で言いますと政党の方の仕組みもあると思うのですが、どこがネックになって障害になってなかなか女性も出ようと思わないのか、あるいは出るのが困難なのかとか、そういうことまで少し踏み込んで分析して調査していないと、なかなか政党への働きかけというだけでも難しいのかなという気がしてまして、それで先ほどのような質問をさせていただいた次第です。

以上、これは補足の意見です。

○田村調査官 先ほどの世論調査の結果ですけれども、政府広報室で行っている世論調査ですので、全てホームページに載っております。

○鹿嶋会長 ほかの委員の皆さんはどうですか。

○宗片委員 「男女共同参画」という用語の周知度が落ちているというのも大変私も残念だと思うのですが、確かに私どももいろいろな方たちと接するとき、男女共同参画と出しますと抵抗感を持たれることが最初にあたりいたします。ですから、そういったことよりも実態で変化をとといいますか、何とか改善をしていきたいというような作戦を練るしかないという場合が結構あるわけなのです。

ところが今回、防災については、男女共同参画という言葉が大変に言いやすくなりました。これは大変いいチャンスだと思っているのです。これまでなかなか男女共同参画というのをある意味で抵抗感を持って、理解をなかなかしようとしないうち方たちにとっても、やはり今回この防災については女性たちが抱えた困難も含めて、意思決定の場に女性たちがいることによって困難を抱える方たちが減少していくというのがありますし、いろいろな意味での男女共同参画の必要性というのが、防災を切り口にして大変理解してもらいやすくなったということは事実ですので、そういう意味での1

つの前進がこれから見られるのではないかと思って、私どもも前面に出していこうというような取組を行っているところでもあります。

○鹿嶋会長 松下委員、二宮委員、末松委員も、防災・復興のワーキング・グループは本日が最後ですので、全体を含めて一言ずつどうぞ。

○松下委員 3次計画では、様々な困難な状況に置かれている人々への対応というところも大事な点だと書かれているわけです。今回のお話を聞いていて、また、最近、内閣府主催でセンターの管理職の情報交換会でもお話を聞いて政権が替わって心配していたけれど、「男女共同参画について予算も増えているし、仕事も増えている」という話はうれしく聞かせていただきました。しかし、最初に申し上げた困難な方々への対応については、どこかにきちんと予算がついているのでしょうか。状況を教えてください。それが心配です。

○二宮委員 先ほど大谷委員から話があったように、キャリア関係で大学にというものが1つのルートとしてあると思うのですけれども、他のルートとして、国立大学協会や公立大学協会、あるいは私立大学協会へ等、もう少し文科省を通じてでなくても可能な、内閣府の担当大臣等からでも働きかけできる場に直接アプローチをしたり、あるいはリクナビ、マイナビ等の厚労省関係の所管と思われる場に対しても直接アプローチするなど、もう少し幅広く打って出るような手法を通じて、先ほどの用語の周知度等の改善にもつなげていってもらえればと思います。

○鹿嶋会長 松下委員の質問は誰が答えればいいですか。

○東総務課長 特別に困難な状況に置かれている様々な方がということで項目立てをしているわけではございませんが、様々な啓発普及経費その他ございます。そういった中で取り組んでいくのかなと考えているところでございます。

○鹿嶋会長 よろしいですか。

○松下委員 「男女共同参画」という言葉の普及にも少し関係があるのですけれども、今、センターに来ていただくことが本当に難しいという状況があります。宗片委員がおっしゃったように防災・復興の点は結構大丈夫なのですが、今まで来てくださったような年代の方が来ない。若い方は働いていて、来ない。子育て中の方もパート等の非正規就労をして子育てとの両立でセンターに足を運ぶことが少なくなっています。何か大きな催しをすると、来る方はほとんど高齢の時間とお金に余裕のある方ということで、センターでいろいろな事業を打つことがとても難しい。対象をすごく細かくして何回もいろいろな事業をやらなくてはいけないという状況があります。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

末松委員、どうぞ。

○末松委員 防災のワーキングに関わらせていただいて、本当に市町村でできることをしっかり進めていかなければいけないなということ、まさに感じさせていただきました。今回こういった防災の観点から男女共同参画。男女共同参画から防災という

ような両方の側面を持っているということで、大変参考になる取組が今後私たち自治体の中でもできるのではないかと思います。

もう一点、先ほど大谷委員がお話いただいた国会議員の女性への参画と申しますか、選挙に出やすい状況と申しますか、非常に難しいところがあるなと思います。実際に、自分も選挙している身になっていろいろ考えてみると、2回、3回チャレンジできるようなバックアップ支援がまずないというところだろうと思います。

それぞれ政党あるいはいろいろな団体をお持ちのところは、それでも2回、3回チャレンジができるような地盤や組織を持っていただいているのでしょうかけれども、それぞれのところから出ようという意識があっても、出られる方というのは、落選したらどうしよう。あつと言う間に明日暮らしていけなくなるという状況も踏まえて、非常に出にくいという、この状況を何とか打破していただかないと、女性の議員というのは国会議員でさえこれだけ低い数字ということは、先ほども少し見せていただいたら市町村首長の数字も確実に下がっているというところですし、その辺のところのバックアップ体制というものが今後必要になってくるのかな。特に若い方たちに対しての支援というのが、そういったところで必要になるのではないかと申すことが、選挙させていただいている身として感じさせていただいているところです。

安心して出られますよという、本当に実態のある支援をどういうふうにさせていただけるかというのが今後大事なのかなと思っております。また、「見える化」サイトの中で学生さんたちに見せていただけるようなサイトの開設というのは本当にありがたいと思っておりますので、今後もこういったシステムをしっかりと構築していただければ大変ありがたいと思っております。

「男女共同参画」という言葉が少し拒絶をされていられるところと、それから、いやいや第2ステージに入ったんだよ、もう一回男女共同参画をこれからは違った意味での男女共同参画を考えていくんだというような、そういった地方の流れ、ムーブメントを起こせるように、今後努力もしてまいりたいと思っております。所感で申し訳ないですけれども。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

第2ステージという視点は大変大事で、この専門調査会でもかつてそういう議論をした記憶がありますが、そういう形で私どもとしても是非、まずこの6文字の周知度を図っていかざるを得ないなと思ってお聞きしました。

本日の議事は全て終了したことになりますが、よろしいですか。

それでは、ここで佐村局長から挨拶をお願いします。

○佐村局長 本日はどうもありがとうございます。また、今後の扱いとしては、男女共同参画会議でこの取りまとめ結果について報告又は議論をして、今後の取組を決めるということと、今の3次計画の期間が27年度までですので、そろそろ次の計画をどうしていくかというフェーズを考えていかなければいけないのですけれども、この

意見はそこの中でも検討資料としてこの分野の取組をどう進めていくのかという参考にさせていただきたいと思います。

それから、本日いろいろ議論が出ていることに関して幾つか感想的に申し上げます。最近、私どもも幾つかの言葉で仕事を進めております。「男女共同参画」という言葉と、「女性の活躍推進」という言葉と、「全ての女性が輝く社会」などです。

先ほど小林課長から御紹介したのは、女性が輝く社会あるいは女性の活躍推進という分野で、成長戦略、少子高齢化の中で元気がなくなりかけているところの日本の経済の活性化というところで具体的に議論がされてきて、施策がまとまってきている。これはこの数年の流れで、今は安倍総理、トップが危機感を持ってメッセージを発して、経済界の協力も得て進んできているということで、「2030」であったり、女性の活躍推進ということではいろいろな施策が進んできているということかと思っております。ただ、経済だけではなくて全ての女性が輝くということになって、例えば審議会のことだったり、防災の分野だったり、いろいろなところに波及してきているということかと思っております。

国会質問も増えてきています。そういう中で私どもとしてこれから何を考えていかなければいけないのかと考えると、いろいろな取組が結局一過性にならないように継続的にしっかり取り組んでいくことが大事なのだろう、それから、やはり女性に関する課題については、なかなか進みにくい分野というのがあるので、男女共同参画会議あるいは男女共同参画局としては、進みにくい分野に光を当てること、意識していくことが大事なのだろうと思っております。

男性の位置づけについても、女性が輝くために男性の協力とか、家事をやってくれる男性が必要なのか、そういう観点でだけ物事を見てしまうと本当に面白くない社会になってしまうので、男女ともが自立をしていって、防災とか地域の局面で自立をして何かがあっても活躍できる、あるいは仕事を辞めた後でも男性が定年後に例えば地域社会に入っていけるような、例えば男女共同参画センターはそのような場でもあるのだろうなと思うのですけれども、女性が輝くための男性の今までやっていたような協力の部分ではなくて、男女ともに働きやすく、また、地域で自立をしていく。そのことを考えるのは男女共同参画社会の本体の我々の仕事なのだろうと思っております。

もう一つ、このごろよく言われるのは、政治分野の話はどうするんだということです。世界経済フォーラムの数字で105位という数字を見ても、実は経済は若干横ばいでも上がってきていて、健康と教育の分野はほとんどトップとそこまで差はないので、経済の分野もKPIになっているところの労働力率の中身が非正規が増えてきている。男女ともそこは若干気にはなるのですが、それは男女との極端な差ではないとすると、やはり経済分野は少し右上に上がってきている。

やはり政治分野というのが下院の国会議員であったり、あるいは閣僚の数だったり、あるいはこのところの50年の女性の元首の在任期間だったり、3つが世界経済フォーラムの政治分野の基になる数字ですけれども、どれをとってもなかなか上がらない。いろんな方から、ところで政治をどうするのという話をよく聞かれて、我々も非常に手が届きにくいところなので、大臣も要請をされたり一生懸命取り組んでくださっているのですが、そのあたりこれからどう考えていくのか。

ただ、先ほど末松委員からもお話があったのですけれども、国民がどのような人を出したいかということと、どのような人にメンバーで入ってほしいかという政党の側の話が随分大きい。また、例えば先ほどお話があったように聞いてみると出ていくためのスキルの問題、何回もチャレンジできるお金の問題、継続的に支援していく問題、地域の中では出にくい問題とかいろいろなことがあります。それが国政の場合なのか地方選挙のときなのか、いろいろな機会を捉えて問題提起をするなり、それを議論に乗せるなり、今後、考えていければなと思っております。

最後は感想めいた言い方になってしまいましたが、いろいろな御指摘をいただき、どうもありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 最後に、事務局から連絡をお願いします。

○中野渡補佐 本日は御熱心に調査審議いただきまして、ありがとうございました。

今後の専門調査会につきましては、後日、追って委員の皆様には御連絡をさせていただきますと思います。

なお、本日の議事要旨につきましては会長の御確認後、速やかに公表させていただきます、議事録につきましては事務局作成案を本日、御出席の委員の皆様にご意見をいただきまして、会長御確認後、公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、これで監視専門調査会の第25回会合を終了します。どうもありがとうございました。